

クラウドコンピューティングと著作権法上の課題 著作物の利用主体性を中心に

三浦耕平

近年、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴って、「クラウドコンピューティング」とよばれるコンピュータの利用形態を活用したサービスが注目を集めており、我が国においても様々な形で既に提供されている。他方、最高裁判所は、2011年1月、録画配信サービスと著作権侵害について、2つの判決(まねきTV事件、ロクラク事件)を下し、大きな反響を呼んだ。両判決は、クラウドサービスに関する事案ではないが、インターネットを利用したサービスにおける著作物の送信や複製を行う利用行為主体を、サービス事業者であると判断して著作権侵害の成立を肯定した最高裁判決である。クラウドサービスでは、クラウド事業者がユーザに専用の記録領域を提供し、ユーザはそこに著作物データをアップロードした上で、必要に応じて当該著作物を視聴したり閲覧したりすることが予定されている。しかし、カラオケ法理や前記各最高裁判決、さらにはMYUTA事件の判断基準によっては、ユーザがクラウドサービスを介して著作物のアップロードやダウンロードを行った場合に、サービス事業者による著作権侵害が認定される可能性がある。そのような状況で、サービス事業者はコンプライアンスの高まりといった時代背景から、著作権侵害になることを恐れ、技術革新や新たなビジネスモデルの創出に萎縮しがちになると考えられる。本研究では、侵害主体性に関する裁判例や、両最高裁判決の射程及び趣旨を中心に分析し、クラウドサービスにおける著作物の利用主体はどのように判断されるべきかを考察することを通じ、適法なサービスと違法なサービスの分水嶺について示唆を与えることを目的とする。

本研究との関連で、とりわけクラウドサービスへの影響が懸念されていたMYUTA事件判決や前記各最高裁判決を検討した結果、射程は当然のことながら、その実質論からしてもクラウドサービスの著作物の利用主体が直ちにサービス提供者とはならないことが確認された。前記各最高裁判決は、情報の入力行為に着目しているが、実質的にはユーザの指示で入力自動化される状態を作出し、当該入力ユーザのコンテンツ取得を可能にする場合には、そのような状態を作出した者を以って著作物の利用行為を行っている者と判断すべきであるという考え方を示したと解される。逆に、ユーザの一次的なコンテンツ取得に積極的な関与をしていない場合、サービスの過程で外形的には送信や複製が行われる状態を作出しているからといって、その者を以て著作物の利用行為主体性は肯定されないということになると考えられる。最高裁はこのような1つの指針を示したといえることから、この点を以て私見では最高裁の判断に概ね賛同する。本研究の結論は以上の通りであるが、今後は、私的利用(特に複製)行為の質的・量的拡大と著作権法30条の私的複製に係る規定とのミスマッチが立法的に解決されることを期待したい。

(指導教員 石井夏生利)